

地域子ども・子育て支援事業

新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する仕組みです。さまざまな家庭の状況やニーズに応じて、神戸市では以下のような多様な保育サービスを実施しています。新制度で一層充実していきますので、ぜひご利用ください。



多様な保育サービス

● 一時保育(保育所)

就労形態の多様化や保護者の急なケガや病気、育児に対する負担軽減等を図るため、保育所でお子さんを一時的にお預かりしています。

● 預かり保育(幼稚園)

保護者への子育て支援の一つとして、幼稚園の利用時間前後や夏休みなどの長期休業中にお子さんをお預かりしています。

● 病児・病後児保育事業

お子さんが病気等で集団生活が困難な場合に、保育所等にかわってお子さんを一時的にお預かりしています。

● 学童保育

働いているなどの理由で保護者が昼間家庭にいない小学生が、指導員の見守りのもと、宿題をしたり、友達と遊んだり、おやつを食べたりして過ごしています。

その他にも、子育て中の家庭に対してさまざまな支援を実施しています!

● 保育サービスコーディネーター

区役所・支所に配置。保護者の希望を聞きながら、個々の状況に合った保育サービスの情報をお伝えしています。

● ファミリー・サポート・センター事業

幼稚園、保育所のお迎えやリフレッシュなど、子育てに応援が必要な人と、子育てを応援したい人をつなぐ仕組みです。

● 地域子育て支援センター

地域の親子が集まってふれあう「子育てひろば」や「育児講座」を実施しています。

ほかにも、たくさんの事業があるのよ
どんどん活用してね!



神戸市から情報発信中!

● こうべ 子ども・子育て支援新制度通信 (略して「こ子通通信」)

神戸市ではこの冊子以外にも、「子ども・子育て支援新制度」の詳細について、「こうべ 子ども・子育て支援新制度通信」を発行しており、各区役所等で配布中です。また、右記ホームページからもバックナンバーを見ることができます。



月1回程度発行予定です!



● 神戸市ホームページ

神戸市のホームページでも「子ども・子育て支援新制度」の詳しい内容を紹介しています。新しい情報も随時更新します!

神戸市 子ども・子育て支援新制度

<http://www.city.kobe.lg.jp/child/grow/shinseido/index.html>



随時更新中じゃ!

平成27年4月

子ども・子育て支援新制度が始まります!

「子ども・子育て支援新制度」って? P2

新制度で利用できる施設って? P3

施設の利用には「認定」が必要です P4

どんな認定が必要になるの? P5

利用の流れ P6・7

地域子ども・子育て支援事業 P8





「子ども・子育て支援新制度」って？



新制度で利用できる施設って？

何のため？

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、平成24年8月に子ども・子育て関連3法ができました。これらの法律に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の充実を進めていくため、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に全国の市町村で始まります。

課題

仕事と子育ての両立

保育所の待機児童

子育ての孤立化

など



● 新制度のポイント ●

1 質の高い教育・保育の提供

幼稚園と保育所のいいところを一つにして、保護者が働いている、いないにかかわらず利用できる認定こども園の普及を進めるなど、質の高い教育・保育を提供します。

2 待機児童の解消

幼稚園、保育所、認定こども園に加え、少人数の子どもを保育する、地域型保育を活用し、待機児童の解消を目指します。

3 地域で子育て支援

一時預かりや学童保育など、身近な地域で受けられる支援を充実させます。

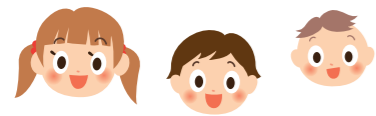
新制度MEMO

新制度の財源

新制度の実施には、消費税が10%になった際の増収分から、毎年7,000億円程度が充てられる予定です。

子ども・子育て関連3法

- ①子ども・子育て支援法
- ②認定こども園法の一部を改正する法律
- ③関係法律の整備等に関する法律の3つの法律を総称して「子ども・子育て関連3法」と呼んでいます。



神戸市でも現在、より地域のニーズに合った子育て支援が提供できるよう準備を進めています。

「神戸市子ども・子育て支援事業計画」を策定

現在、子育て中の保護者を対象にしたニーズ調査の結果に基づいて、子育てをどのように支援していくかの指針となる「神戸市子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めています。新制度では、事業計画に基づいて、教育・保育の場を充実させていきます。施設の整備を計画的に進め、*子どものための教育・保育給付を行い、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

「神戸市子ども・子育て会議」を開いています

有識者や事業者、市政アドバイザー等を委員とする「神戸市子ども・子育て会議」で、事業計画の策定をはじめ、子育てがしやすいまちづくりについて議論しています。

神戸市子ども・子育て会議 検索

新制度MEMO

*子どものための教育・保育給付

新制度では、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用した場合、共通の仕組みで給付を受けることができます。これを「子どものための教育・保育給付」といい、利用者への直接給付ではなく、市町村から施設へ支払う仕組みで給付します。



新制度で利用できる教育・保育の場

新制度では、幼稚園や保育所に加え、認定こども園や地域型保育も利用することができます。なお、実際に受け入れている年齢や利用時間は各施設で異なります。



幼稚園	認定こども園	保育所	地域型保育
3～5歳	0～5歳	0～5歳	0～2歳
利用時間 朝～昼すぎ ※利用時間の前後や長期休業中に預かり保育を行っている園もあります	利用時間 ①朝～昼すぎ(3～5歳) ※利用時間の前後や長期休業中に預かり保育を行っている園もあります ②朝～夕(0～5歳) ※保育が必要な場合のみ	利用時間 朝～夕	利用時間 朝～夕
小学校以降の教育の基礎を作るため、幼児期の教育を行う施設	保護者の働いている、いないに関わらず、教育・保育を一体的に行う施設	共働きなど、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う施設	家庭的な雰囲気のもとで保育を行う、定員5人以下の家庭的保育や、定員6人～19人の小規模保育などの施設

※未就園児のプレ保育を行っている幼稚園・認定こども園もあります ※認定こども園に移行する幼稚園、保育所もあります

現在の私立幼稚園は3つの区分に分かれます。

私立幼稚園は、「新制度に移行しない幼稚園」「新制度に移行する幼稚園」「認定こども園に移行する幼稚園」の3パターンに区分され、手続き等が異なります。移行状況はわかり次第、神戸市のホームページで公表しますのでご確認ください。公立幼稚園は、すべて新制度に移行します。

	私立幼稚園		公立幼稚園	
	*1新制度に移行しない ↓ 幼稚園のまま	新制度に移行する ↓ 幼稚園のまま ↓ 認定こども園に移行する		↓ 幼稚園のまま
認定の手続き (認定についてはP.4へ)	不要	必要		
利用者負担額 (保育料)	これまでと同様 各園が定める保育料・入園料 — *2就園奨励助成金	保護者の所得に応じて市が決定		

*1 新制度に移行しない私立幼稚園の利用手続きはこれまでと変わりません

*2 就園奨励助成金とは、神戸市が私立幼稚園の入園料・保育料の一部を保護者の所得に応じて助成するものです

現在の保育所は2つの区分に分かれます。

保育所はすべて新制度に移行します。その際に「保育所」のまま移行する施設と、「認定こども園」に移行する施設とに分かれます。

	保育所 (全て新制度に移行します)	
	↓ 保育所のまま	↓ 認定こども園に移行する
認定の手続き (認定についてはP.4へ)	必要	
利用者負担額 (保育料)	保護者の所得に応じて市が決定	



施設の利用には「認定」が必要です

新制度では、幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育を利用する際に、認定を受けていただく必要があります。*新制度に移行しない幼稚園については、これまでと利用手続き等は変わりません。
認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。認定区分によって利用できる施設や時間が変わりますので、ご確認ください。

利用したい施設は？ 認定区分は？

まずは利用したい施設を選びましょう。
さらに子どもの年齢を選ぶと、どの認定区分になるかが分かります。



利用したい施設 認定区分		幼稚園	保育所	認定こども園		地域型保育
				利用時間 朝～昼すぎ	利用時間 朝～夕	
満3歳以上	教育標準時間認定 1号認定	🌸		🌸		
	CHECK! 保育認定 2号認定		🌸		🌸	
満3歳未満	CHECK! 保育認定 3号認定		🌸		🌸	🌸

*実際に受け入れている年齢や利用時間は各施設で異なります

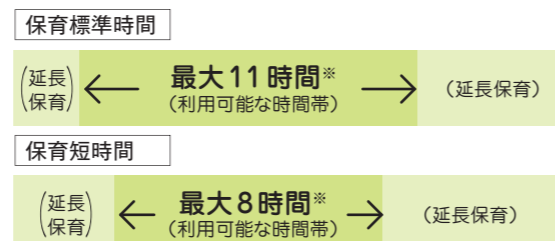
CHECK! 「2号・3号認定」を受けるには？

→ 保育を必要とする事由が必要です。

2号・3号認定には、保育を必要とする事由のいずれかに該当する必要があります。

- 就労(月64時間以上(予定))
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障がい
- 親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学 …など

また、利用できる時間は、保育を必要とする事由と保護者の状況により2種類に区分されます。



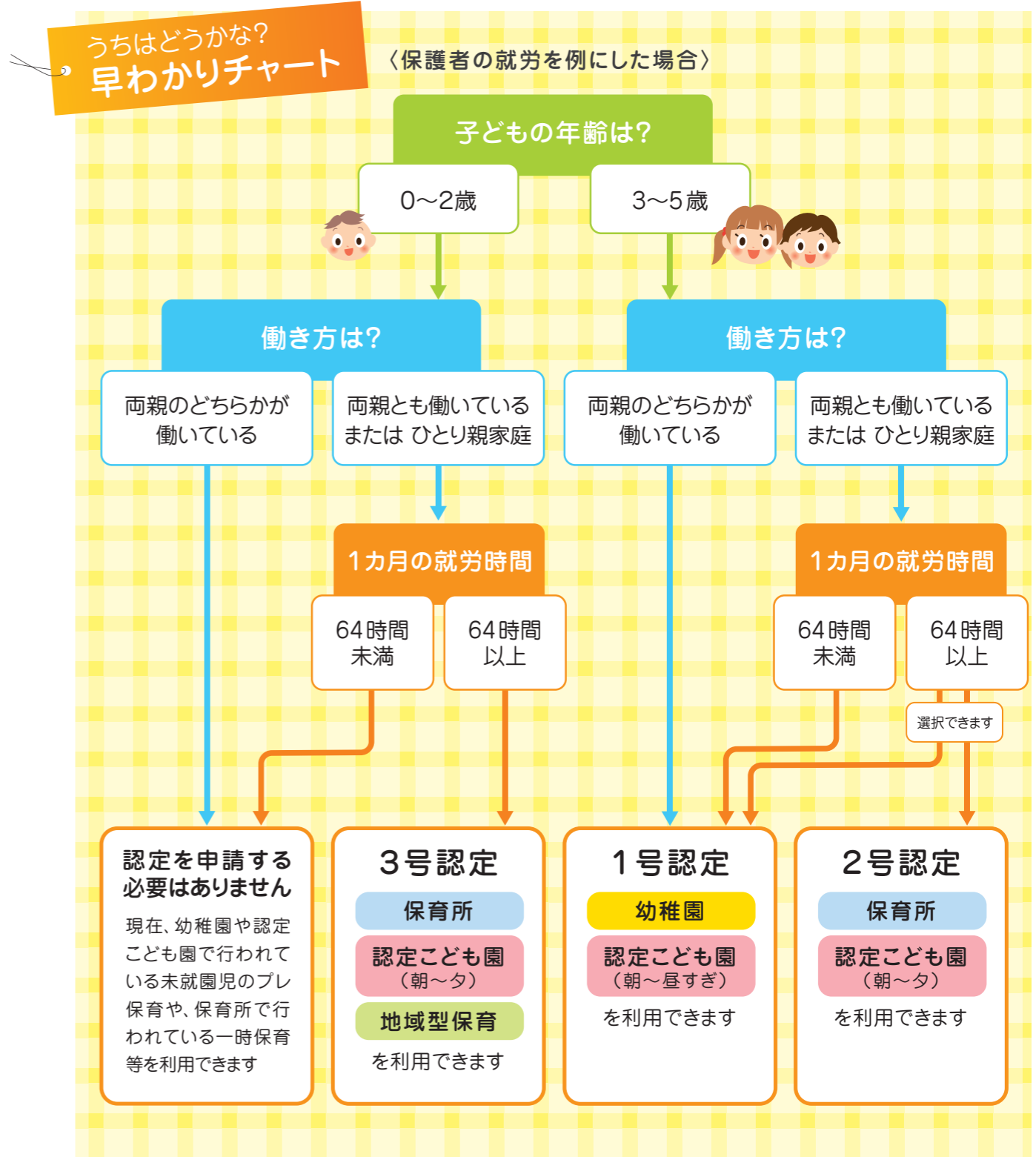
*開所時間及び延長保育の時間は各施設によって異なります
例えば、基本的に月120時間(予定)以上の就労で「保育標準時間」、月64時間以上、月120時間未満の就労で「保育短時間」になります。

詳しくは10月ごろから区役所にて配布するパンフレットや、神戸市ホームページをご覧ください。



どんな認定が必要になるの？

新制度では、4つの教育・保育の場を認定に応じて利用することができます。
各ご家庭に合った利用方法を選んでください。





利用の流れ ～認定申請と利用申込について～

施設を利用する際の手続きは、利用したい施設や子どもの年齢、認定区分、新たに入園・入所するのか、通っている施設を継続通園するのかなどによって異なります。

※新制度に移行しない幼稚園については、これまでど利用手続は変わりません。
※原則、支給認定申請は居住している市町村で行うことになります。

新入園児さんの手続き 1号認定

- 幼稚園
 - 認定こども園（朝～昼すぎ）
- を利用希望の場合

- 施設見学や説明会に参加する等して、希望する施設を検討します
ここにしましょう!
- 希望する施設に「願書・申込書」を取りに行きます
私立幼稚園と認定こども園は*9月10日から、公立幼稚園は10月中旬だよ
書類ください
- 「願書・申込書」に記入の上、希望する施設に提出します
私立幼稚園と認定こども園は*10月1日から、公立幼稚園は10月下旬だよ
お願いします
- 入園が内定すると、施設から「支給認定申請書」が渡されます
これを出してね
- 「支給認定申請書」に記入の上、施設に提出します
世帯の状況によって、必要な書類があります
- 神戸市が認定の手続きを行います
- 施設を通じて、神戸市から「認定証」が届きます
とどきました!
- 所定の手続きを行って入園です!

※ 具体的な時期は各施設にお問い合わせください

新入園児さんの手続き 2・3号認定 共通

- 保育所
 - 認定こども園（朝～夕）
 - 地域型保育
- を利用希望の場合

※受付期間など詳しくは10月ごろから区役所にて配布するパンフレットや神戸市ホームページをご覧ください

- 施設見学に行く等して、希望する施設を検討します
ここにしましょう!
- 希望する施設のある区役所・支所で「支給認定申請書 兼 保育利用申込書」や必要な書類の説明を受けます*1
10月ごろから
相談してね
区役所・支所
支給認定申請書 兼 保育利用申込書
書類ください
- 「支給認定申請書 兼 保育利用申込書」と必要な書類を揃えます
漏れがないよう注意してね
支給認定申請書 兼 保育利用申込書
保育を必要とする事由や世帯の状況によって、必要な書類が異なります
- それらの書類を希望する施設のある区役所・支所に提出します
11月ごろ
お願いします
区役所・支所
書類一式
はい!
- 区役所・支所が認定の手続き・利用の選考を行います
- 区役所・支所から「認定証」と選考結果が届きます
おましたー!
区役所・支所
認定証 通知
とどきました!
- 所定の手続きを行って入園・入所です!

※1 必要な書類の一部は、ホームページからダウンロードできます(10月予定) ※2 市外の施設を申し込む場合は時期が異なる場合もあります

在園児さんの手続き 1・2・3号認定 共通

- 幼稚園
 - 保育所
 - 認定こども園
 - 地域型保育
- を継続して利用希望の場合

- 通っている施設を引き続き利用する場合、通っている施設から「支給認定申請書」が渡されます
書いてきてね
- 「支給認定申請書」に記入の上、必要な書類を添えて施設に提出します
お願いします
施設の種類や世帯の状況によって、必要な書類が異なります
- 神戸市・区役所・支所が認定の手続きを行います
- 施設を通じて、神戸市・区役所・支所から「認定証」が届きます
とどきました!

現在	平成27年4月～	いつ?
幼稚園	→ 認定こども園に移行する場合	10月ごろ
保育所	→ 認定こども園に移行する場合	11月ごろ
	認定こども園	9月ごろ
	地域型保育	11月ごろ

5 所定の手続きを行って継続通園・通所です!



CHECK!

「認定証」って?

「認定証」には、

- 認定区分(1号、2号、3号)
- 有効期間
- 2号・3号認定の場合は保育時間の区分(保育標準時間 または 保育短時間)などが記載されます。

「認定証」は大切に保管してね!

利用者負担額(保育料)について

新制度の利用にかかる利用者負担額(保育料)は、国が定める基準を上限に神戸市が定めることになっています。
なお、保育料以外の必要な費用については施設によって異なりますので、各施設にお問い合わせください。